令和３年９月定例会参考資料
市民文教委員会・第79、80号議案
幼稚園・保育所課

・舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
・舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
について

	舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	舞鶴市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
対象	・地域型保育事業 （家庭的保育事業等４事業）	・地域型保育事業 （家庭的保育事業等４事業） ・認可保育所、認定こども園
内容	施設、設備、職員数、その他運営を行う施設・事業者として認可する基準	利用定員、利用負担の軽減、利用手続、その他運営に関して市が給付を行う施設、事業者として確認をする基準
根拠法	児童福祉法	子ども・子育て支援法

地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、
以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、
多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型

●利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。

●都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

小規模保育事業

事業主体　市町村、民間事業者等

保育実施場所等　保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員　**6～19人**

家庭的保育事業

事業主体　市町村、民間事業者等

保育実施場所等　保育者の居宅、その他の場所、施設

認可定員　**1～5人**

事業所内保育事業

事業主体　事業主等

保育実施場所等　事業所の従業員の子ども＋
地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

居宅訪問型保育事業

事業主体　市町村、民間事業者等

保育実施場所等　保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。
なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定しています。

A型：保育所分園、ミニ保育所に近い類型　**B型**：中間型　**C型**：家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型

※ 特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としていますが、同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。
※ また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型		職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準＋1名	保育士*1	0・1歳児：1人当たり3.3㎡ 2歳児：1人当たり1.98㎡	●自園調理（連携施設等からの搬入可） ●調理設備 ●調理員*3
	B型	保育所の配置基準＋1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型	0～2歳児　3：1 （補助者を置く場合、5:2）	家庭的保育者*2	0～2歳児：1人当たり3.3㎡	
家庭的保育事業		0～2歳児　3：1 （家庭的保育補助者を置く場合、5:2）	家庭的保育者*2 （＋家庭的保育補助者）	0～2歳児：1人当たり3.3㎡	
事業所内保育事業		**定員20名以上・・・**保育所の基準と同様 **定員19名以下・・・**小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業		0～2歳児　1：1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。
・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。
・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈 参 考 〉

保育所	0歳児　3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室：1人当たり1.65㎡ ほふく室：1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等：1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可（特区） ●調理室 ●調理員

＊1　保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています（平成27年4月1日からは准看護師も対象）。
＊2　市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。
＊3　家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。